

『無料調停相談会』を開催します

～室蘭調停協会～

▼日時 11月19日(木) 9時30分～15時

▼場所 ポスツール室蘭2階文化ホール (室蘭市東町)

▼内容 土地・建物、金銭、家庭、そのほか『民事』『家事』に関する相談

▼問い合わせ 札幌地方裁判所室蘭支部庶務課 (☎446733)

『女性の人権ホットライン』特設電話相談所を開設します

～札幌法務局・札幌人権擁護委員連合会～

▼相談日時 11月15日(日)、21日(土) 10時～17時、11月16日(月)～20日(金) 8時30分～19時

▼相談内容 職場におけるセクシャル・ハラスメント、夫やパートナーからの暴力など

※秘密は厳守されます。

▼女性の人権ホットライン ☎057010701810

職場のトラブルの解決をサポートします

北海道労働局では、無料で個別労働紛争の解決援助サービス(①総合労働相談コーナー)における情報提供

相談、②労働局長による助言・指導、③紛争調整委員会によるあっせん)を提供しています。

▼問い合わせ 北海道労働局企画室 (☎011-709-2311)

貸金業のルールが変わります

個人が貸金業者から借りられる額が年収の3分の1までに制限されるなど、来年6月(予定)から貸金業法のルールが大きく変わります(銀行などは別の扱いになります)。

違法なヤミ金業者など、不安がある場合はお問い合わせください。

▼問い合わせ 胆振支庁商工労働観光課 (☎249589)

働く方の最低賃金額が変わりました

10月10日(土)から、道内で事業を営む使用者と雇用されている労働者(臨時、パートタイマー、アルバイトを含む)に適用される北海道最低賃金額が次のとおり改定されました。

◎最低賃金額 時間額678円

▼問い合わせ 室蘭労働基準監督署 (☎236131)

一人でも雇ったら入ろう労働保険

労働保険は、労働者の生活の安定、

無料法律相談

交通事故や金銭貸借、損害賠償、離婚などの相談を弁護士がお受けします。

▶担当弁護士 芝垣 美男弁護士

▶場所・日時・定員・申込期限

場所	日時	定員	申込期限
鉄南ふれあいセンター	12月19日(土) 9時30分～12時	6人 (申込順)	11月27日(金)までに電話で
担当弁護士事務所	申し込み後、ご本人から弁護士に相談日予約の電話をしていただきます	6人 (申込順)	

くらしの無料相談

～北海道行政書士会室蘭支部主催～

相続や遺言、各種契約など官公署に提出する書類について、行政書士が相談をお受けします。

▶日時 11月28日(土) 9時30分～12時

▶場所 鉄南ふれあいセンター

▶定員 10人(申込順)

▶申込期限 11月27日(金)

※直接会場にお越しいただいても相談できますが、できるだけ事前にお申し込みください。

そのほかの相談

市民生活や消費生活・多重債務に関する相談も随時、受け付けています。

また、DVに関する相談も受け付けていますので、もし、あなたが配偶者や恋人から暴力を受けているなら、一人で悩まず相談してください。

なお、消費生活に関する問題は、消費生活センター(市民サービスグループ内・☎853491)および登別消費者協会(労働福祉センター内・☎858307<火～金曜日10時～16時>)でも受け付けています。



申し込み・問い合わせ
市民サービスグループ
(☎852139)

労使の協力で進めよう!
労働時間の適正化

全国一斉
無料相談ダイヤル

☎0120-794-713

相談日時

11月21日(土) 9時～17時

問い合わせ

北海道労働局

(☎011-709-2311)

福祉の増進のために政府が直接管理運営している労災・雇用保険です。農林水産業の一部を除き、労働者が一人でも雇用する事業については加入が義務付けられています。労働保険に加入し、従業員が安心して働ける職場にしましょう。

▼問い合わせ 北海道労働局労働保険適用室 (☎011-709-2311)